

第 5 6 期 決 算 公 告

広島県安芸郡海田町明神町 2 番 1 1 8 号

広島ガスプロパン株式会社

代表取締役 泉 博之

貸 借 対 照 表

2 0 2 4 年 3 月 3 1 日現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,040,559	流 動 負 債	3,550,198
現 金 及 び 預 金	268,793	買 掛 金	2,681,506
受 取 手 形	144,787	リ ー ス 債 務	13,692
売 掛 金	1,748,506	未 払 金	524,424
商 品	964,456	未 払 法 人 税 等	37,964
貯 蔵 品	1,782	未 払 費 用	137,075
短 期 貸 付 金	1,746,879	前 受 金	1,488
そ の 他 流 動 資 産	165,504	預 り 金	147,526
貸 倒 引 当 金	△ 150	そ の 他 流 動 負 債	6,519
固 定 資 産	5,545,570	固 定 負 債	133,805
有 形 固 定 資 産	4,034,202	退 職 給 付 引 当 金	76,477
建 物	912,240	リ ー ス 債 務	37,655
構 築 物	198,627	資 産 除 去 債 務	19,673
機 械 装 置	467,345		
導 管	1,034,074	負 債 合 計	3,684,003
貸 付 消 費 設 備	259,438		
車 両 運 搬 具	2,611		
工 具 器 具 備 品	147,446		
土 地	878,236		
リ ー ス 資 産	69,256		
建 設 仮 勘 定	64,924		
無 形 固 定 資 産	16,600		
借 地 権	9,274		
電 話 加 入 権	7,326		
投資その他の資産	1,494,767		
投 資 有 価 証 券	496,492		
関 係 会 社 株 式	700,982		
関 係 会 社 出 資 金	4,926		
繰 延 税 金 資 産	158,252		
そ の 他 投 資	139,965		
貸 倒 引 当 金	△ 5,850		
資 産 合 計	10,586,129		
		株 主 資 本	6,746,280
		資 本 金	300,000
		利 益 剰 余 金	6,446,280
		利 益 準 備 金	75,000
		そ の 他 利 益 剰 余 金	6,371,280
		別 途 積 立 金	4,830,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,541,280
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	155,845
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	155,845
		純 資 産 合 計	6,902,126
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	10,586,129

個 別 注 記 表

2023年4月 1日から

2024年3月31日まで

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

②その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

法人税法の規定による定率法（ただし、1998年4月1日以降取得の建物〔建物附属設備を除く〕及び2016年4月1日以降取得の建物附属設備、構築物については定額法）を採用しております。なお、取得価格10万円以上20万円未満の減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産

法人税法の規定による定額法を採用しております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく自己都合による期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、主に、液化石油ガスの充填・配送による卸売又は小売及び導管供給による小売等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

Ⅱ 当期純損益金額

当期純利益の金額 1 5 6, 4 4 4 千円

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。